

平成 29 年 11 月 10 日

事業主 各位

不二サッシ健康保険組合

療養費支給申請方法の変更について（ご案内）

拝啓

時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より弊組合業務につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて標記について、これまでは「柔道整復師（接骨院・整骨院）受領委任払い制度」に準じて、鍼灸・マッサージ施術者平成 30 年 4 月施術分より被保険者本人からの申請に基づく「償還払い方式」へ変更となりますことをご連絡申し上げます。

申請取扱い変更の理由といたしましては、平成 18 年 4 月東京高裁から「鍼灸師・マッサージ師差別国家賠償等請求事件」の判決として「受領委任払いを認めない」と確定していること、平成 18 年 3 月に広島高裁において「療養費の支給は、償還払いとして被保険者本人へ給付する取扱いも適法である」旨の判決が出されていること等から、法の遵守と保険給付のさらなる適正化を図るため、変更することと致しました。

こちらの変更について、弊組合加入者へは平成 29 年 11 月 10 日付でご案内をしておりますが、平成 30 年 4 月以降貴所で施術を受けた方がいた際には、本人から直接健保組合へ申請するようご指導を戴けると幸いに存じます。また、被保険者が療養費請求時に必要とします施術明細の交付につきましても、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

業務ご多端の折、誠に恐縮ではございますが、ご理解とご協力の程宜しくお願い申し上げます。

当件につきまして、不明な点やご質問などございましたら弊組合までご連絡ください。

敬具